

第102期 中間決算公告

福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号
株式会社 西日本シティ銀行
取締役頭取 久保田 勇夫

中間貸借対照表 (平成23年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	170,928	預 金	6,324,599
コ ー ル ロ ー ン	5,815	譲 渡 性 預 金	173,391
特 定 取 引 資 産	1,179	コ ー ル マ ネ ー	54,429
金 銭 の 信 託	2,983	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	46,533
有 価 証 券	1,687,391	借 用 金	68,427
貸 出 金	5,079,734	外 国 為 替	77
外 国 為 替	3,435	社 債	78,300
そ の 他 資 産	45,872	信 託 勘 定 借	2
有 形 固 定 資 産	116,412	そ の 他 負 債	31,503
無 形 固 定 資 産	3,400	未 払 法 人 税 等	161
繰 延 税 金 資 産	52,549	リ ー ス 債 務	337
支 払 承 諾 見 返	33,717	資 産 除 去 債 務	850
貸 倒 引 当 金	△ 27,836	そ の 他 の 負 債	30,154
投 資 損 失 引 当 金	△ 897	退 職 給 付 引 当 金	9,837
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2,654
		偶 発 損 失 引 当 金	2,561
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	21,813
		支 払 承 諾	33,717
		負 債 の 部 合 計	6,847,850
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	85,745
		資 本 剰 余 金	85,684
		資 本 準 備 金	85,684
		利 益 剰 余 金	122,816
		利 益 準 備 金	61
		そ の 他 利 益 剰 余 金	122,754
		圧 縮 積 立 金	3
		別 途 積 立 金	109,700
		繰 越 利 益 剰 余 金	13,051
		自 己 株 式	△ 664
		(株 主 資 本 合 計)	(293,581)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,171
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	28,082
		(評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計)	(33,254)
		純 資 産 の 部 合 計	326,836
資 産 の 部 合 計	7,174,686	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,174,686

中間損益計算書〔平成23年 4月 1日から
平成23年 9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	77,984
資 金 運 用 収 益	58,103
(うち貸出金利息)	(48,282)
(うち有価証券利息配当金)	(9,687)
信 託 報 酬	3
役 務 取 引 等 収 益	12,199
特 定 取 引 収 益	28
そ の 他 業 務 収 益	1,152
そ の 他 経 常 収 益	6,496
経 常 費 用	56,364
資 金 調 達 費 用	5,207
(うち預金利息)	(3,283)
役 務 取 引 等 費 用	5,603
そ の 他 業 務 費 用	207
営 業 経 費	37,931
そ の 他 経 常 費 用	7,413
経 常 利 益	21,620
特 別 損 失	446
税 引 前 中 間 純 利 益	21,174
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	45
法 人 税 等 調 整 額	10,048
法 人 税 等 合 計	10,094
中 間 純 利 益	11,080

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,829百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理
----------	---

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額及び、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(2) 内部取引等

デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

(役員退職慰労引当金)

当行は、平成23年5月13日開催の取締役会において、平成23年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額518百万円については、各人の役員退任時に支給する予定であることから「その他負債」に含めて計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 10,076百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に9,919百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,373百万円、延滞債権額は130,580百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は24百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は23,703百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は160,681百万円です。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は30,307百万円です。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	62 百万円
有価証券	281,712 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	19,848 百万円
債券貸借取引受入担保金	46,533 百万円
借入金	33,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 141,577 百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他資産のうち保証金は 2,608 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,667,742 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,652,721 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める近隣の地価公示法(昭和 44 年公布法律第 49 号)及び同条第 4 号に定める地価税法(平成 3 年法律第 69 号)に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 69,378 百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 34,000 百万円が含まれております。

13. 社債は、劣後特約付社債 78,300 百万円であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 8,544 百万円であります。

15. 単体自己資本比率(国内基準) 10.37%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない預金等に係る収益計上額 4,307 百万円を含んでおります。

(追加情報)

最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等については、預金勘定から除外し別管理するとともに収益計上することとしております。従来、その期間を 10 年間としておりましたが、預金口座の犯罪等不正利用防止の観点などから、流動性預金の一部について当中間会計期間より 5 年間としております。

なお、前中間会計期間における当該収益計上額は 382 百万円であります。

2. 「その他経常費用」には、株式等償却 1,960 百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額 1,827 百万円及び貸出金償却 1,284 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	38,790	41,252	2,461
	地方債	17,860	18,361	501
	社債	18,789	19,414	625
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	小 計	75,439	79,028	3,588
時価が中間貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	3,000	2,998	△1
	外国債券	3,000	2,998	△1
	小 計	3,000	2,998	△1
合 計		78,439	82,027	3,587

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

時価のあるものは該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりです。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	9,746
関連法人等株式	330
合 計	10,076

3. その他有価証券（平成 23 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	33,766	22,639	11,127
	債券	1,129,415	1,144,390	15,025
	国債	522,968	515,919	7,049
	地方債	182,121	180,206	1,915
	社債	424,324	418,264	6,060
	その他	196,144	190,230	5,913
	外国債券	187,233	181,508	5,724
	その他	8,911	8,722	188
	小計	1,359,326	1,327,260	32,066
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	41,106	57,511	△16,404
	債券	110,682	111,267	△585
	国債	67,476	67,781	△304
	地方債	12,112	12,151	△39
	社債	31,092	31,334	△241
	その他	69,033	75,596	△6,562
	外国債券	27,948	28,175	△226
	その他	41,084	47,421	△6,336
	小計	220,822	244,375	△23,552
合計	1,580,148	1,571,635	8,513	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	16,343
その他	2,381
合計	18,725

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外については、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、株式 1,955 百万円であります。

当該有価証券の減損処理については、時価の取得原価に対する下落率が 50%以上の銘柄は全て、また同下落率が 30%以上 50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性があるものと認められるもの以外について実施しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成 23 年 9 月 30 日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 23 年 9 月 30 日現在）

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	1,001	1,001	—	—	—

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	17,137百万円
退職給付引当金	3,677
減価償却の償却超過額	2,507
税務上の繰越欠損金	31,745
その他	14,991
繰延税金資産小計	<u>70,060</u>
評価性引当額	<u>△13,973</u>
繰延税金資産合計	56,087
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	△2
会社分割に伴う有価証券評価損等	△118
資産除去債務	△74
繰延ヘッジ損益	△0
その他有価証券評価差額金	<u>△3,341</u>
繰延税金負債合計	<u>△3,537</u>
繰延税金資産の純額	<u>52,549百万円</u>

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	411円6銭
1株当たり中間純利益金額	13円93銭

信託財産残高表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
有形固定資産	1,104	包括信託	1,247
銀行勘定貸	2		
現金預け金	140		
資産の部合計	1,247	負債の部合計	1,247

- （注） 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 共同信託他社管理財産 -百万円
 3. 元本補てんの契約のある信託については、平成23年9月30日現在取扱残高がありません。